

船舶事故調査報告書

令和6年1月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|----------------------------------|---|
| 事故種類 | 衝突 |
| 発生日時 | 令和5年5月3日 11時00分ごろ |
| 発生場所 | 京都府舞鶴市沓島北西方沖 丹後鷲埼灯台から真方位060° 7.0海里付近 (概位 北緯35° 43.3′ 東経135° 25.6′) |
| 事故の概要 | 遊漁船第11加福丸は、北西進中、また、プレジャーボートKANONは、船首を北北西方に向けて漂泊中、両船が衝突した。 |
| 事故調査の経過 | 令和5年6月19日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 | A 遊漁船 第11加福丸、7.9トン FK2-2228（漁船登録番号）、個人所有 第251-16616号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート KANON、0.4トン 235-46276京都、個人所有 |
| 乗組員等に関する情報 | A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定 |
| 負傷者 | なし |
| 損傷 | A 左舷船首部外板に擦過傷 B 右舷船首部ハンドレールに折損 |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の末期 |
| 事故の経過 | A 船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、沓島北西方沖で遊漁を開始したが、釣果が思わしくなかったため、船長Aは、釣り場を移動することとした。 船長Aは、操縦席で立った状態で下を向いて魚群探知機で魚群探索を行いながら約5ノットの対地速力で北西進中、目線を船首方に上げたところ、至近にB船を認めたがどうすることもできず、A船の左舷船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。 船長Aは、釣り場を移動する際、周囲に航行の支障となる他船がないかどうか見回したが、魚群を早く見付けようとしていたため、前路で漂泊中のB船に気付かなかったのではないかと本事故後に思った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、船首を北北西方に向け、船外機を停止して漂泊し、船長Bが右舷船首方を、同乗者が左舷船首方を向いて釣りをしていたところ、船長Bが右舷船尾方至近に迫ったA船に気付いたがどうすることもできず、A船と衝突し |

| | |
|--------------|--|
| | <p>た。</p> <p>船長Bは、本事故が発生したことを118番通報した。</p> <p>船長Bは、右舷船首方を向いて釣りに集中していたので、右舷船尾方から接近するA船に気付くのが遅れたと本事故後に思った。</p> |
| 分析 | <p>A船は、北西進中、船長Aが、下を向いて魚群探索を行いながら航行を続けたことから、前路で漂流中のB船に気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、釣り場を移動する際、周囲に航行の支障となる他船がないかどうか見回したが、魚群探索に意識が向いていたことから、前路で漂流中のB船に気付かず魚群探索を行いながら航行を続けた可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、船首を北北西方に向けて漂流中、船長Bが、右舷船首方を向いて釣りに集中して漂流を続けたことから、右舷船尾方から接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、A船が北西進中、B船が船首を北北西方に向けて漂流中、船長Aが、下を向いて魚群探索を行いながら航行を続け、また、船長Bが、右舷船首方を向いて釣りに集中して漂流を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p> |
| 再発防止策 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中、魚群探索のみに意識を向けず、見張りを常時適切に行うこと。 ・ 船長は、釣りをしながら漂流中、周囲の見張りを適切に行い、接近する他船の早期発見に努めること。 |